

○埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例</p>	<p>埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例</p>
<p>第一条～第五条 (略)</p>	<p>第一条～第五条 (略)</p>
<p>(年齢調整後医療費指数)                  第六条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る令第九条第四項第一号に掲げる値とする。</p>	<p>(年齢調整後医療費指数)                  第六条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る<u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第九条第四項第一号に掲げる値とする。</p>
<p>(一般納付金所得係数)                  第七条 一般納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。                  一 令第九条第五項第一号に掲げる額                  二 令第九条第五項第二号に掲げる額</p>	<p>(一般納付金所得係数)                  第七条 一般納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。                  一 <u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第九条第五項第一号に掲げる額                  二 <u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第九条第五項第二号に掲げる額</p>
<p>(一般納付金所得等割合)                  第八条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>(一般納付金所得等割合)                  第八条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る<u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p>
<p>第九条 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p>
<p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)                  第十条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。                  一 令第十条第三項第一号に掲げる額                  二 令第十条第三項第二号に掲げる額</p>	<p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)                  第十条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。                  一 <u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第十条第三項第一号に掲げる額                  二 <u>令附則第四条の規定により読み替えられた</u>令第十条第三項第二号に</p>

掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

第十二条～第十六条 (略)

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

第十二条～第十六条 (略)